

豊前市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 議会の活動原則（第4条～第6条）
- 第3章 議員の活動原則（第7条～第9条）
- 第4章 市民と議会の関係（第10条～第12条）
- 第5章 議会と執行機関の関係（第13条～第17条）
- 第6章 議会機能の強化（第18条・第19条）
- 第7章 議員定数及び議員報酬（第20条・第21条）
- 第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第22条～第24条）
- 第9章 最高規範性及び見直し手続（第25条～第27条）
- 第10章 補則（第28条）

附則

明治維新以降、我が国は国の主導による中央集権型の統治システムをとることによって著しい近代化と経済発展を遂げてきた。しかし、人口の減少、少子高齢化の加速、住民ニーズの多様化、自治体間格差の拡大など、社会経済構造に大きな変化が生じ、国の統治の仕組みを根本から見直す必要性に迫られている。地方分権は、こうした憂慮すべき状況を打破し、未来への展望を切り開くために欠かすことのできない新しい仕組みであり、住民に身近なことは、住民との協働の下、地方自治体がその責任と判断に基づいて行うという新しい統治システムへの移行が求められている。

地方分権改革の進展に伴い、地方自治体の処理する事務は今後さらに増大し、地方自治体の責任領域が益々拡大することが予想される。このような状況の中、地方議会制度改革は、分権改革に即した地方自治の充実・強化に向けて喫緊の課題となっており、生活者の視点に立つ地方政府の確立を見据えながら、民意を反映する市民協

働参画型社会の構築を図ることが不可欠となっている。

豊前市議会は、市民参加の促進と情報公開の推進を基軸に、二元代表制の一翼を担う議会として市民の負託に応え、市民のゆるぎない信頼を確保するとともに、市民にとって身近な、開かれた透明性の高い議会を目指し、ここに、議会に関する最高規範としての議会基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会に関する基本的事項を定めることにより、公選職の議員として市民の負託に応えるとともに、市民参加の開かれた議会の構築を図り、豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、市政における最高の意思決定機関として、市民の意思を的確に市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、市民自治の確立及び地方政府の実現を目指す。

（基本方針）

第3条 議会は、前条に定める基本理念に基づき、次に掲げる方針に従い議会活動を行うものとする。

- (1) 市政に関する意思決定権及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務執行の監視権の充実に努めること。
- (2) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言に積極的に取り組むとともに、議員自ら積極的に議案を提出すること。
- (3) 議会に関する情報を積極的に公開するとともに、市民にわかりやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (4) 地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化を積極的に推進すること。

第2章 議会の活動原則

(議会運営の原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき、運営しなければならない。

- (1) 議会が市民の代表機関であることを踏まえ、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、議会として責任ある意思決定を行うこと。
- (3) 市民参加を促進するため、市民にわかりやすい議会運営を目指すこと。
- (4) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

(議決の責任)

第5条 議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識するとともに、その結果について市民に説明する責任を有することを自覚しなければならない。

(会派)

第6条 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。

- 2 会派は、政策立案、政策提言及び政策決定に関し、合意形成に努めるものとする。

第3章 議員の活動原則

(議員の責務)

第7条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、市民の負託に応えること。
- (2) 議員としての資質を高めるため、不断の研鑽に努めること。
- (3) 議会の構成員として、市民全体の福祉向上を目指して活動す

ること。

(政治倫理)

第8条 議員の政治倫理については、別に条例で定める。

- 2 議員は、市民の信頼及び負託に応えるため、高い倫理観を持たなければならない。
- 3 議員は、市民の代表としての自覚と良識を持ち、議員としての品位を保持しなければならない。

(政務活動費)

第9条 政務活動費の交付に関しては、別に条例で定める。

- 2 議員は、政務活動費を有効に活用し、調査研究又は政策提言の充実に努めなければならない。

第4章 市民と議会の関係

(市民参加の促進)

第10条 議会は、市民のニーズを的確に把握し、市政に反映させるものとする。

- 2 議会は、市民が議会活動に参画できる機会を確保するよう努めなければならない。
- 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条の2（法第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の活性化を図らなければならない。
- 4 議会は、請願及び陳情を市民の政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、提案者の意見を聞く機会を設けなければならない。
- 5 議会は、市民との意見交換の場を積極的に設け、市民のニーズの把握に努めなければならない。
- 6 議会は、議会活動について市民に報告するとともに、市政全般及び各地域の課題等について意見交換をするため、議会報告会を開催しなければならない。

(情報公開の推進)

第11条 議会は、議会に関する情報の公開を推進するとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、委員会及び全員協議会を公開とする。ただし、必要があると認められるときは、秘密会にすることができる。

(議会広報の充実)

第12条 議会は、多様な広報活動を通じて、市民に議会に関する情報を正確に伝えるとともに、市民が議会に関心を持つよう広報活動の創意工夫に努めなければならない。

第5章 議会と執行機関の関係

(市長との関係の基本原則)

第13条 議会は、二元代表制の一翼を担う機関として、市長と対峙するとともに、議会の権能を十分に発揮し、市政の進展に寄与しなければならない。

(一般質問)

第14条 本会議における一般質問は、総括又は一問一答により行うものとする。

2 一般質問は、論点又は争点を明らかにし、市政を質すために行わなければならない。

3 本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(政策等の説明)

第15条 市長は、議会に重要な政策、施策、計画等(以下「政策等」という。)を提案するときは、当該政策等の意義、効果等を明確にするため、次に掲げる事項について資料を提出し、説明をしなければならない。

(1) 政策等を行う理由又は目的

(2) 政策等を行うに至った経緯

(3) 比較検討したその他の案

(4) 市の総合計画との整合性

(5) 政策等の経費の財源措置

(6) 政策等の維持管理に要する経費

2 議会は、市長が政策等を実施することとなったときは、実施後における政策評価に資する審議をするよう努めるものとする。

(予算及び決算に関する説明資料の提出)

第16条 市長は、予算又は決算を議会に提出するときは、わかりやすい説明資料を作成し、添付しなければならない。

(議決事件の追加)

第17条 法第96条第2項に規定する議決事件の追加については、別に条例で定める。

第6章 議会機能の強化

(自由討議)

第18条 議員は、議会が議員による討論の広場であることを踏まえ、議員相互の討議を積極的に行い、議会としての合意形成に努めなければならない。

2 議員は、自由討議を活用し、議案の提出を積極的に行うものとする。

(委員会の活動)

第19条 議員は、委員会での審査に当たっては、市民に資料等を公開し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員会は、あらゆる行政課題に迅速かつ柔軟に対応するため、その専門性及び特性を活かし、適切な運営に努めなければならない。

3 委員長は、委員会の秩序保持に努めるとともに、円滑かつ実効性ある審査を行うことができるよう心がけなければならない。

4 委員は、委員会に厳粛な態度で臨まなければならない。

5 委員会は、市民からの要請に応じ、当該委員会の所管する事項について情報交換及び意見交換の場を持たなければならない。

第7章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第20条 議員定数については、別に条例で定める。

2 議員定数は、議会が有する権能を十分発揮し、議会において活発な議論が行われるよう、定めなければならない。

3 議員定数の見直しに当たっては、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない。

(議員報酬)

第21条 議員報酬については、別に条例で定める。

2 議員報酬の額を定めるに当たっては、豊前市特別職報酬等審議会条例（昭和39年豊前市条例第27号）に規定する豊前市特別職報酬等審議会の意見を尊重しなければならない。

3 議員報酬の見直しに当たっては、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実)

第22条 議会は、議員の政策形成能力を高めるため、議員の研修及び調査研究活動の充実を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第23条 議長は、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るものとする。

(議会図書室の充実)

第24条 議会は、議員の調査研究活動を支援し、市民の利用に供するため議会図書室の充実を図るものとする。

第9章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第25条 この条例は、議会に関する最高規範であって、議会に関する他の条例及び規則等は、この条例と整合性を図るものとする。

(議員の責務)

第26条 議員は、この条例及び議会に関する他の条例及び規則等を遵守して、市民の信託に応えなければならない。

2 議員は、その任期開始後速やかに、この条例及び議会に関する他の条例及び規則等についての研修を行うものとする。

(見直し手続)

第27条 議会は、必要に応じてこの条例の目的が達成されているかどうかについて検証し、必要があると認められるときは、この条例の改正その他必要な措置を講じるものとする。

第10章 補則

(具体化の推進)

第28条 議会は、この条例の目的及び理念を具体化するため、議会改革に取り組み、推進しなければならない。

2 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成22年6月23日 条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月28日 条例第1号）

この条例は、平成25年3月1日から施行する。